

許認可等の内容	保護の開始の申請に対する決定		
根拠法令及び条項	生活保護法第 24 条第 1 項		
担 当 課	福祉事務所生活福祉課	処分権者	福祉事務所長
標 準 処 理 期 間	14 日（扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には 30 日まで延ばすことができる）		
審 査 基 準			
次に掲げる事項等について審査し、決定する。この場合において、「次官通達」とは、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日付け発社第 123 号厚生事務次官通知）」を「局長通達」とは、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）」を、「課長通達」とは、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）」を、「医療扶助運営要領」とは、「生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日付け社発第 727 号厚生省社会局長通知）」及び「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について（昭和 48 年 5 月 1 日付け社保第 87 号厚生省社会局保護課長通知）」を、「問答集」とは、生活保護手帳（別冊問答集）をいう。			
1 保護の要否			
(1) 次官通達第 1 世帯の認定、第 2 実施責任、第 3 資産の活用、第 5 扶養義務の取扱い、第 6 他法他施策の活用、第 1 0 保護の決定によること。			
(2) 局長通達第 1 世帯の認定、第 2 実施責任、第 3 資産の活用、第 5 扶養義務の取扱い、第 6 他法他施策の活用、第 1 0 保護の決定、第 1 1 保護決定実施上の指導指示及び検診命令によること。			
(3) 課長通達第 1 世帯の認定、第 2 実施責任、第 3 資産の活用、第 5 扶養義務の取扱い、第 1 0 保護の決定、第 1 1 保護決定実施上の指導指示及び検診命令によること。			
(4) 医療扶助運営要領によること。			
(5) 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和 29 年 5 月 8 日社発 382 号厚生省社会局長通知）」によること。			
(6) 問答集第 1 編第 1 世帯の認定、第 2 実施責任、第 3 資産の活用、第 5 扶養義務の取扱い、第 6 他法他施策の活用、第 1 0 保護の決定、第 2 編医療扶助運営要領によること。			
2 保護の種類			
(1) 法第 11 条から法第 18 条までの扶助の種類とする。			
(2) 次官通達第 7 最低生活費の認定によること。			
(3) 局長通達第 7 最低生活費の認定によること。			
(4) 課長通達第 7 最低生活費の認定によること。			
(5) 問答集第 1 編第 7 最低生活費の認定によること。			
3 保護の程度			
(1) 次官通達第 8 収入の認定、第 1 0 保護の決定によること。			
(2) 局長通達第 8 収入の認定、第 1 0 保護の決定によること。			
(3) 課長通達第 8 収入の認定、第 1 0 保護の決定によること。			
(4) 医療扶助運営要領によること。			
(5) 問答集第 1 編第 8 収入の認定、第 1 0 保護の決定、第 2 編医療扶助運営要領によること。			
4 保護の方法			
(1) 法第 30 条から法第 37 条の 2 までの方法とする。			
(2) 次官通達第 7 最低生活費の認定によること。			
(3) 局長通達第 7 最低生活費の認定によること。			
(4) 課長通達第 7 最低生活費の認定によること。			
(5) 問答集第 1 編第 7 最低生活費の認定によること。			
変更日 令和 7 年 7 月 1 日			

福祉 4－2

許認可等の内容	保護の変更の申請に対する決定		
根拠法令及び条項	生活保護法第 24 条第 9 項		
担 当 課	福祉事務所生活福祉課	処 分 権 者	福祉事務所長
標準処理期間	14 日（扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には 30 日まで延ばすことができる）		
審 査 基 準			
「保護の開始の申請に対する決定」の審査基準を準用する。			

福祉 4－3

許認可等の内容	就労自立給付金の申請に対する決定		
根拠法令及び条項	生活保護法第 55 条の 4		
担 当 課	福祉事務所生活福祉課	処 分 権 者	福祉事務所長
標準処理期間	14 日（就労収入の状況の調査に日時を要する等特別な事由がある場合には 30 日まで延ばすことができる）	設 定 日	令和 7 年 7 月 1 日
審 査 基 準 就労自立給付金の申請に対する決定は、生活保護法施行規則第 18 条の 2 から第 18 条の 6 まで及び生活保護法施行令第 8 条のほか、関係通知「生活保護法による就労自立給付金の支給について（平成 26 年 4 月 25 日付け社援発 0425 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知）」及び「生活保護法による就労自立給付金の取扱いについて（平成 26 年 4 月 25 日付け社援保発 0425 第 7 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」により行うものとする。			

許認可等の内容	進学・就職準備給付金の申請に対する決定		
根拠法令及び条項	生活保護法第 55 条の 5		
担 当 課	福祉事務所生活福祉課	処 分 権 者	福祉事務所長
標準処理期間	14 日（就労収入の状況の調査に日時を要する等特別な事由がある場合には 30 日まで延ばすことができる）	設 定 日	令和 7 年 7 月 1 日
審 査 基 準 進学・就職準備給付金の申請に対する決定は、生活保護法施行規則第 18 条の 7 から第 18 条の 12 まで、生活保護法施行令第 8 条及び第 8 条の 2 のほか、関係通知「生活保護法による進学・就職準備給付金の支給について（令和 6 年 4 月 24 日付け社援発 0424 第 11 号厚生労働省社会・援護局長通知）」、「生活保護法による進学・就職準備給付金の取扱いについて（令和 6 年 4 月 24 日付け社援保発 0424 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」及び「進学・就職準備給付金の支給に関する留意事項等について（令和 6 年 4 月 24 日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室事務連絡）」により行うものとする。			